

平成 14 年 3 月 27 日

各 位

会社名 サミ ー 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 里 見 治  
(コード番号 6426 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理本部長  
片 山 靖 浩  
(電話番号 03 - 5950 - 3790)

### 東京高等裁判所への控訴等に関するお知らせ

当社を相手に、アルゼ株式会社より東京地方裁判所に提起されていた特許侵害訴訟に対し東京地方裁判所より平成 14 年 3 月 19 日付にて当社に対して 74 億 1,668 万円の支払を命ずる判決が下されましたことにつきましては、既に同日付にてお知らせしておりますが、その後の対応等につきまして下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 控訴等について

- (1) 本件判決を不服とし、当社は平成 14 年 3 月 19 日判決直後に、東京高等裁判所に対して控訴を致しました。
- (2) 当社は、平成 14 年 3 月 20 日付にて、判決に付されていた仮執行宣言に基づく強制執行の執行を許さないように求める執行停止決定を求める申立てを致し、控訴審の判決があるまでこれを停止する旨の「強制執行停止決定」を得ました。

#### 2. 今期の業績に及ぼす影響

今期の業績に与える影響はございません。

#### 3. 今後の対応

今後、控訴審にて特許侵害のないこと等、従来からの主張を一貫してより強力に主張して参ると同時に、特許権自体の有効性についても訴えて参ります。

このうち、特許権の有効性に関しましては、当社は既に特許庁に対し、無効審判申立てを行なっておりますが、特許庁は 3 月 18 日、独自に本件特許権の無効理由を発見したとしてその無効理由を当事者に知らせる「無効理由通知書」を発し、翌 19 日、東京地方裁判所の判決後に当社にこの通知書が送達されております。

以 上

サミー株式会社は株主・投資家の皆様、お客様などに対するスピーディな情報公開を目的として、インベスターズガイド(当社インターネット IR ホームページ)上にリリース情報を掲載しております。

なお、本リリース情報には証券取引法第 166 条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むリリース情報をご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意下さい。